

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成20年10月9日

茨城県人事委員会

本日、本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、次のとおりです。

給与勧告等のポイント

- 給料表，ボーナスともに本年は水準改定なし（2年ぶり）
 - ・ 公民給与の較差（105円，0.03%）が極めて小さいことなどを考慮し，給料表の改定を見送り
 - ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）は民間の支給割合とおおむね均衡しており，改定を見送り
- 医師に係る初任給調整手当の改定

1 基本的な考え方

- (1) 人事委員会の給与勧告制度は，労働基本権制約の代償措置として，地方公務員の適正な給与を確保するという機能を担っている。
- (2) 本委員会は，国及び他の都道府県の職員並びに民間企業の従業員との均衡を図り，社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ，適正な給与水準や勤務条件等について，調査・検討を行った。
- (3) 本県では，給料月額及び管理職手当を減額する措置がとられているが，昨年と同様に，本来の給料表は尊重されるべきとの考えの下，民間の給与と比較する職員給与については，減額措置がないものとした場合の職員の給与により，公民較差を算出した。

2 民間給与との比較

(1) 月例給

民間	職員	較差
392,920円	392,815円	105円（0.03%）

- (注) 1 県，民間とも，本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 減額措置後の職員給与でみると民間給与が職員給与を15,284円（4.05%）上回っている。

(2) 特別給（支給月数）

民間	職員	差
4.51月	4.50月	0.01月

3 給与勧告及び報告の内容

(1) 職員の給与

職員の給与については、民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県の給与並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案した結果、給料表、諸手当及び期末手当・勤勉手当等については改定を行わないこととする。

なお、公民較差等に基づく給与改定以外の改定等については、以下に示すとおりとする。

① 初任給調整手当の改定（勧告・報告）

- ・ 医師を取り巻く状況を考慮し、支給月額を国に準じて改定
- ・ 平成21年4月1日から実施

② 地域手当の支給割合の改定（報告）

平成22年3月31日までの間は、暫定的な支給割合とすることとしているが、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の支給割合について所要の措置を講ずる必要がある。

③ 教員給与の見直し（報告）

国における見直しの動向等を注視し、本県における教員給与の在り方について検討を進める必要がある。

なお、義務教育等教員特別手当及び教員特殊業務手当については、国における見直しの状況等に留意し、見直しを検討する必要がある。

④ その他の報告の内容

給料の調整額、特殊勤務手当及び住居手当の見直しなど、給与制度の整備に係る諸課題について、引き続き、国及び他の都道府県の動向等に留意し、検討を進める必要がある。

(2) 公務の運営（報告）

① 能力・実績に基づく人事管理

新たな人事評価制度の試行で得られた知見を活用し、評価結果の任用や給与などへの活用方法について更に検討を進め、公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度を確立・導入する必要がある。

② 人材の確保・育成

ア 有為の人材の確保

人材確保に関する広報活動を積極的に展開していくとともに、試験方法の改善など採用の在り方について、任命権者の意見を聴きながら検討する。

イ 人材の育成

研修機会の提供・内容の充実などにより、引き続き、計画的な人材育成に積極的に取り組む必要がある。

③ 女性職員の登用

勤務環境等を整備することにより、女性職員の能力を十分発揮できるような取組を、引き続き進めていく必要がある。

④ 勤務環境等の整備

ア 超過勤務の縮減等

超過勤務の縮減に努めるとともに、休暇を取得しやすい環境の整備などに、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

イ 職員の勤務時間

勤務時間の短縮に当たっては、国や他の都道府県の動向を注視するとともに、勤務時間の短縮が行政サービスに与える影響等について調査を行うなど必要な検討を進める。

ウ 職業生活と家庭生活との両立支援

育児休業等について、周知徹底を図るなど職員が積極的に活用できるような方策を検討し、より一層の両立支援を図っていく必要がある。

エ 職員の健康保持

職員の健康管理について、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

⑤ 服務規律の遵守

引き続き服務規律の遵守と倫理意識の向上に努める必要がある。

(参考1) 職員(行政職)の平均給与

平均年齢	月 額	年 額
43.0歳	389,250円	6,530,000円

(注) 平均給与は、給料月額及び管理職手当の減額措置前のものである。

(参考2) モデル給与例

職 層	年 齢	扶養親族	月 額	年 額
主 事	27 ^歳	独 身	207,450 ^円	3,423,000 ^円
主 任	35	配偶者 子1人	313,128	5,202,000
係 長	45	配偶者 子2人	410,686	6,909,000
課 長 補 佐	52	配偶者 子2人	475,038	7,990,000
課 長	56	配偶者	567,764	9,298,000
次 長 部 長	57	配偶者	644,042	10,869,000

(注) 1 このモデル給与例は、給料月額及び管理職手当の減額措置前のものである。
2 月額には、管理職手当、扶養手当及び地域手当が含まれる。

(参考3) 人事院の給与勧告等のポイント

平成20年8月11日勧告

- 民間給与との較差(136円, 0.04%)が極めて小さいことから、月例給の水準改定は行わないが、医師の給与については特別に改善
- 期末・勤勉手当(ボーナス)も民間の支給割合とおおむね均衡し、改定なし
- 給与構造改革の着実な実施
 - ・ 本府省業務調整手当を新設
- 職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定